

容量市場について

2023年1月27日

資源エネルギー庁

本日の議論

- 2022年度の容量市場メインオークション（実需給年度：2026年度）の監視結果が電力・ガス取引監視等委員会から、約定結果が電力広域的運営推進機関から公表されたので、その報告を実施させていただきたい。また、容量市場における今後の議論にあたっての視点について、御意見をいただきたい。
- また、電力・ガス取引監視等委員会による監視結果の報告にあるとおり、2022年度の容量市場メインオークション（実需給年度：2026年度）の応札期間終了後に行われる事後監視において、誤った算定方法に基づく応札価格が確認された。この応札行為は小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額を増加させ、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあるものであったため、応札価格の是正を行った。
- 本日は応札価格の是正に関する報告に加え、応札後に電気の使用者の利益を阻害するおそれのある事象が判明した場合にとるべき恒常的な対応について、御議論いただきたい。

- 1. メインオークション(実需給年度：2026年度)の約定結果と今後の議論にあたっての視点**
2. 誤入札への対応について

容量市場メインオークション(実需給年度：2026年度)の約定結果

- 2022年11月1日～11月15日においてメインオークションが開催され、その約定結果が広域機関より公表された。
 - 2022年度容量市場メインオークション(実需給年度：2026年度)の約定結果は以下のとおり。
 - ・ 約定総容量は、約1億6,271万kW
 - ・ エリアプライスは、以下のとおり。

✓ 北海道エリア	: 8,749円/kW
✓ 東北エリア	: 5,833円/kW
✓ 東京エリア	: 5,834円/kW
✓ 中部/北陸/関西/中国/四国エリア	: 5,832円/kW
✓ 九州エリア	: 8,748円/kW
 - ・ 経過措置考慮後の総平均単価は、約5,178円/kW
 - ・ 経過措置等を踏まえた約定総額は、約8,425億円
- 本日は、今までの約定結果等を踏まえ、容量市場における今後の議論にあたっての視点について、御意見をいただきたい。

(参考)過去の容量市場メインオークションの約定結果

第60回制度検討作業部会（2021年12月22日）資料4-2より引用

- 2020年度容量市場メインオークション（実需給2024年度）
 - 約定総容量： 1億6,769万kW
 - 約定価格： 14,137円/kW(全国一律)
なお、経過措置の対象となる電源等の価格は、8,199円/kW。落札された電源等全体の約77%が経過措置の対象であり、それを踏まえた総平均価格は、9,533円/kW
※2010年度末以前に建設された電源の容量確保契約金額に対しては、経過措置として42%の控除率が課される
 - 経過措置を踏まえた約定総額： 1兆5,987億円
- 2021年度容量市場メインオークション（実需給2025年度）
 - 約定総容量： 1億6,534万kW
 - エリアプライス
 - ✓ 北海道エリア : 5,242円/kW
 - ✓ 北海道・九州エリア以外 : 3,495円/kW
 - ✓ 九州エリア : 5,242円/kWなお、経過措置考慮後の総平均単価は、3,109円/kW
 - 経過措置等を踏まえた約定総額： 5,140億円

(参考)2020年度メインオークション(実需給2024年度)を踏まえた容量市場の見直し

第60回制度検討作業部会
(2021年12月22日) 資料4-2

第1回オークションを踏まえた容量市場の見直し

2021年4月 第50回制度検討作業部会
参考資料1を一部加工

- 初回オークション結果公表以降、制度導入の意義も含めた制度全体の見直しの検討を実施。審議会（8回分）のほか、審議会関係者以外（オークションの専門家やオブザーバー以外の新電力等）の意見も踏まえた検討を行い、見直しが行われた。

<見直しの具体的な内容>

1. 供給力の管理・確保

⇒ 安定供給に必要な供給力を確保・容量市場への参加促進

- 供給力として必要な設備容量（kW）確保は堅持
- 再エネの活用に資するデマンド・レスポンス（DR）枠を拡大（3→4%）
- オークションの2段階化
(実需給の4年前に目標調達量-2%、1年前に2%)

2. 価格決定手法の抜本的な見直し

⇒ 高い水準となった約定価格について、
その決定手法を適正化

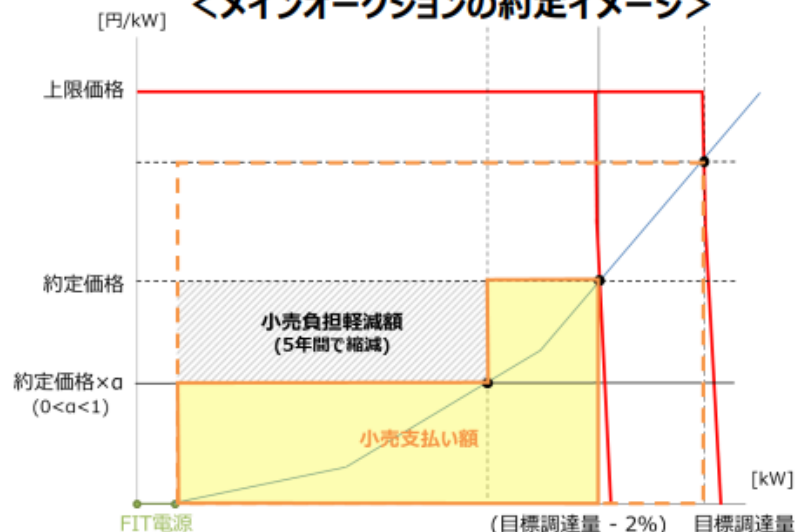
- 小売事業の激変緩和（従来の経過措置と逆数入札を廃止し、①電源の経過年数、②約定価格に応じた減額をあわせて導入）
- 監視等委員会による、入札価格の事前監視制の導入
- 約定結果の情報公開

3. 2050年カーボンニュートラルとの整合

⇒ 安定供給を前提としつつ、脱炭素化に向けた化石電源の抑制

- 非効率石炭火力については、設備利用率に応じて減額（稼働率50%超で20%減額）を行うインセンティブ措置を導入

<メインオークションの約定イメージ>



(参考)2021年度メインオークション(実需給2025年度)を踏まえた容量市場の見直し

第38回 容量市場の在り方等に関する検討会
(2022年5月30日) 資料3

2022年度オークションに向けた検討

■ 発動指令電源の募集量等

- 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。
(メインオークション4%+追加オークション1%)
- 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。
- 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。

■ 経過措置の扱い

- オークションでの約定価格が、NetCONEの半分以上になった場合には、経過措置を適用しないこととする。
- 約定価格がNetCONEの半分を超え、経過措置を適用した場合の受取額がNetCONEの半分での受取額以下となる場合には、NetCONEの半分での受取額とする。

■ 監視の対象について

- 「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。
- 「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。

■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について

- 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。

■ ノンファーム型接続電源の参加について

- 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。

今後の議論にあたっての視点(1/2)

【約定結果の概観から】

1. 今回の約定結果について、どのように考えるか。例えば、約定価格が第1回オークションと第2回オークションの約定価格の間となったことを踏まえ、一定の水準に収れんしてきたとの見方もあり得るが、こうした見方について、どのように考えるか。
2. また、第2回に続き、北海道エリア及び九州エリアにおいて市場分断が生じ、一部電源に対してマルチプライスが適用*¹されたことについて、どのように考えるか。仮にこうした傾向が継続すると仮定した場合、現行制度について見直しを検討すべき事項はあるか。
3. 電力需給のひっ迫が続く中で、不落札電源が一定数あることについて、どのように考えるか。また、昨今の需給ひっ迫を踏まえて供給力評価の見直しや予備電源の検討が進められていることを踏まえ、今後の不落札電源も含めた供給力確保の全体像について、どのように考えるか。

*1：市場競争が限定的なおそれのあるエリアでは、追加電源の応札価格が隣接エリアの1.5倍を超えている場合、当該エリアのエリアプライスを隣接エリアの1.5倍としたうえで、応札価格がエリアプライスを下回る電源についてはシングルプライス、応札価格がエリアプライスを上回る電源についてはマルチプライスを適用する。市場競争が限定的なおそれのあるエリアとは、市場分断が発生した結果、応札された電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源を応札した事業者が1社の独占状態となっているエリアを指す。

今後の議論にあたっての視点(2/2)

【事業者の応札行動の観点から】

4. ゼロ円以外の価格を付けた応札容量は増加している一方、ゼロ円以外の価格を付けた応札を行っている事業者数は減少していることについて、どのように考えるか。
5. 本来、約定価格次第で組成しないこともあり得るDRの応札のほとんどがゼロ円であることについて、どのように考えるか。
6. 個別の発電所ベースでは、定期点検等の固有事情を除いて、維持管理コストが毎年大きく変動することは少ないと考えられる一方、スポット市場価格は毎年大きく変動し得ることは、応札価格ひいては約定価格にどのように影響していると考えられるか。

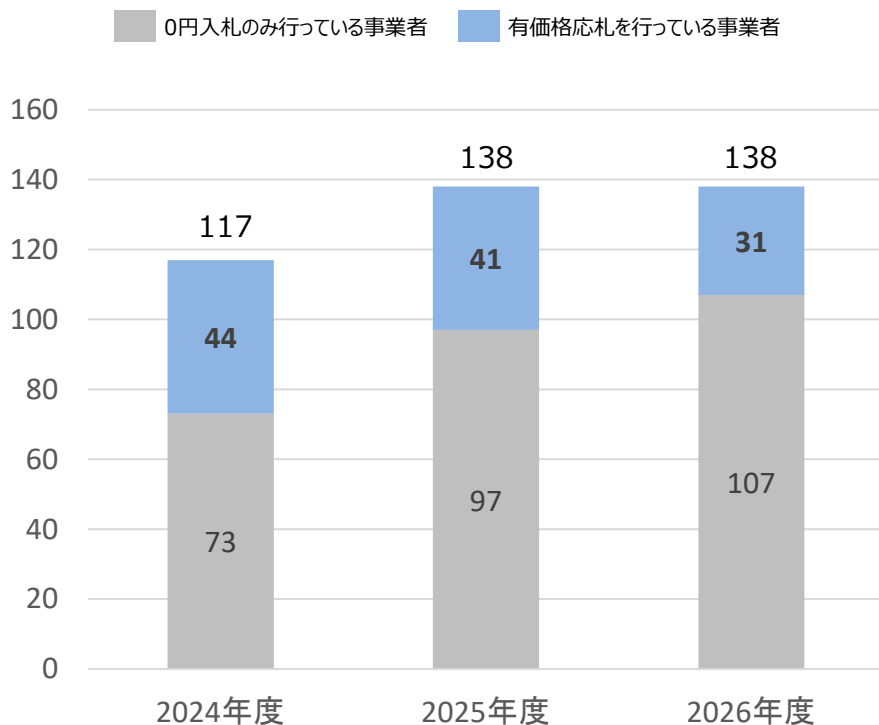
【インセンティブや実運用の観点から】

7. 小売事業者負担と発電事業者による投資回収の予見性とのバランスの観点から、現行の約定価格に対する経過措置(電源等の経過年数に応じた減額と入札内容に応じた減額)の効果について、どのように考えるか。
8. 約定価格の変動は価格シグナルとしての機能といえるが、小売事業者の負担する容量拠出金の水準が毎年変動する中で、小売事業者の供給力の確保義務や負担の在り方についてどのように考えるか。

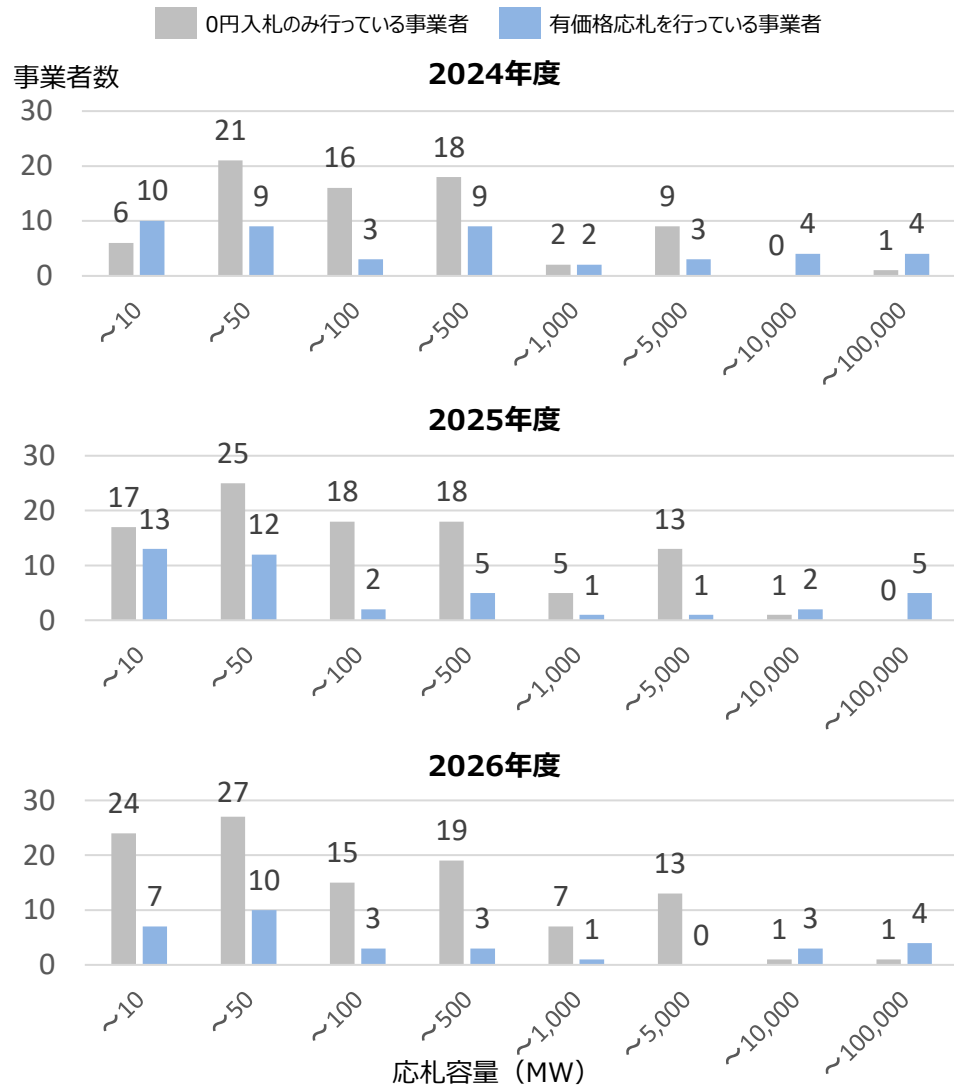
（参考）（視点4について）応札行動区分（価格のつけ方）ごとの事業者推移・分布

- ゼロ円以外の価格で応札を行っている事業者数は減少している。

<応札行動区分(価格のつけ方) ごとの事業者数推移>



<応札行動区分(価格のつけ方)ごとの事業者の応札容量分布>



(参考) 直近のオークションにおける落札率推移 (PJM・英国)

米国 (PJM)

受け渡し年	2018/ 2019	2019/ 2020	2020/ 2021	2021/ 2022	2022/ 2023	2023/ 2024
約定容量 (MW)	166,837	167,306	165,109	163,627	144,477	144,871
参加容量 (MW)	179,891	185,540	183,352	186,505	167,698	156,615
落札率	92.7%	90.2%	90.1%	87.7%	86.2%	92.5%

英国

受け渡し年	2020/ 2021	2021/ 2022	2022/ 2023	2023/ 2024	2024/ 2025	2025/ 2026
約定容量 (MW)	52,425	50,415	45,059	43,749	40,819	42,364
参加容量 (MW)	69,777	74,242	58,995	59,421	51,982	48,581
落札率	75.1%	67.9%	76.4%	73.6%	78.5%	87.2%

(出所)

・PJMのウェブサイト

<https://pjm.com/-/media/markets-ops/rpm/rpm-auction-info/2023-2024/2023-2024-base-residual-auction-report.ashx>

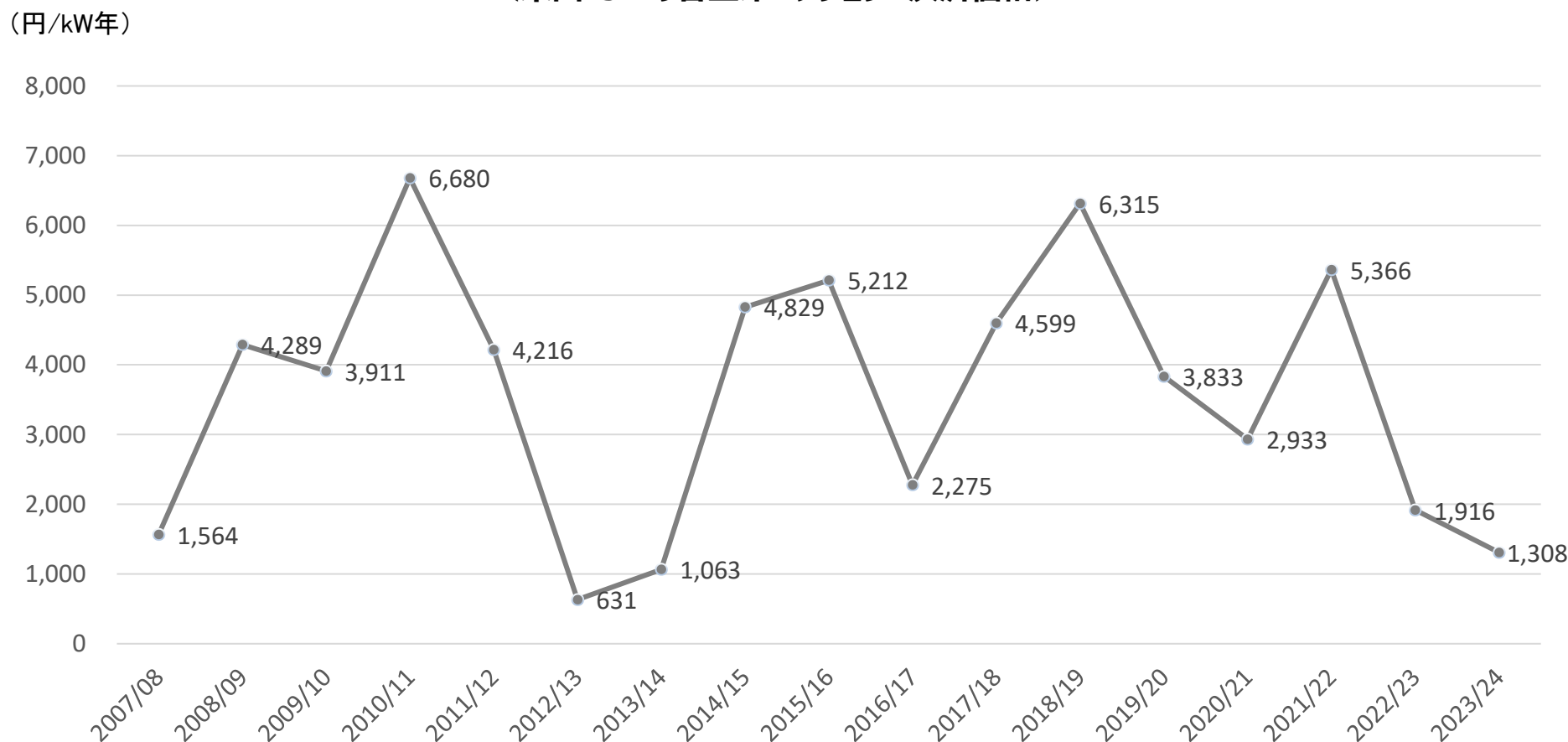
・National Grid ESOウェブサイト

<https://www.emrdeliverybody.com/CM/Published-Round-Results.aspx>

(参考) 米国PJMの容量オークションの価格の変動

- PJMの容量オークション結果は以下のように推移しており、最低価格（631円/kW年※）と最高価格（6,680円/kW年※）には10倍ほどの価格差があり、**約定価格は年度ごとに大きく変動している**。 ※1\$ = 105円として換算。

＜米国PJMの容量オークション 決済価格＞



(出所) PJMのHPより作成

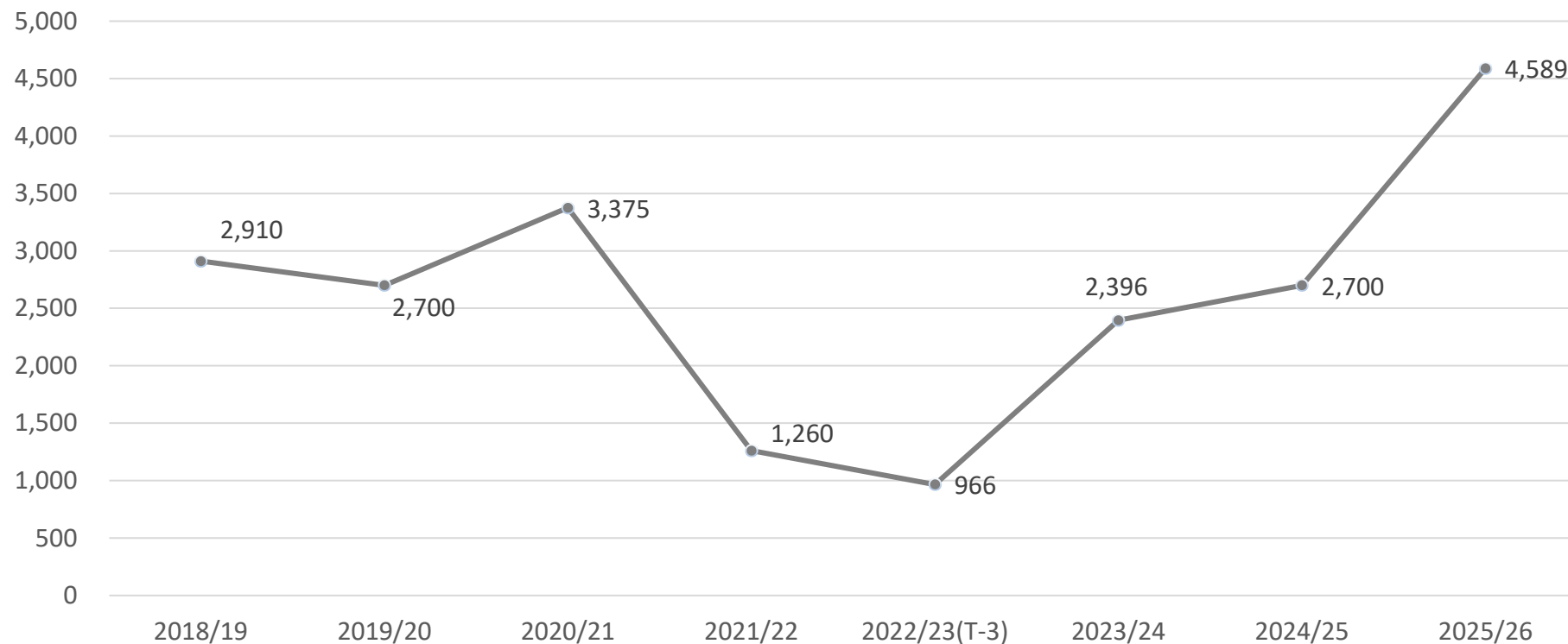
<https://www.pjm.com/-/media/markets-ops/rpm/rpm-auction-info/2022-2023/2022-2023-base-residual-auction-report.ashx>

(参考) 英国の容量オークションの価格の変動

- 英国の容量オークション結果は以下のように推移しており、最低価格（966円/kW年※）と最高価格（4,589円/kW年※）には5倍ほどの価格差があり、**約定価格は年度ごとに大きく変動している**。 ※1 £ = 150円として換算。

＜英国のT-4オークション結果＞

(円/kW年)



(出所) National Grid ESOウェブサイトより作成

<https://www.emrdeliverybody.com/CM/Capacity%20Auction%20Information.aspx>

1. メインオークション(実需給年度：2026年度)の約定結果と今後の議論にあたっての視点
2. 誤入札への対応について

誤入札への対応概要と次回オークションへ向けた方向性

- 2022年度の容量市場メインオークション(実需給年度：2026年度)の応札期間終了後に行われる電力・ガス取引監視等委員会による事後監視において、誤った算定方法に基づく応札価格が確認された。この応札行為は小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額を増加させ、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあった。
- そのため、資源エネルギー庁は、誤った算定方法に基づく応札を行った事業者に対して応札価格の是正を行う指示、電力広域的運営推進機関に対して是正後の応札価格で約定処理を行う指示を行った。
- 今回の措置は、容量拠出金の額を適正な水準に是正することで、電気の使用者の利益を保全するために取ったものであるが、現状、応札期間終了後に本来の水準よりも高い約定価格を形成してしまうような事象(売り惜しみや価格つり上げ)が発見された場合、同じ実需給期間を対象としたオークションでの是正対応は定められていない。
- そのため、次回オークションに向けて、同じ実需給期間を対象としたオークションで電気の使用者の利益を保全するため、応札期間終了後に必要となる追加対応を定めることとしてはどうか。

(参考) 容量市場2022年度メインオークションに係る事後監視の結果報告

News Release



令和5年1月25日



容量市場 2022 年度メインオークションに係る事後監視の結果報告

電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という）は、2022 年 11 月に電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という）において実施された容量市場メインオークションに応札している特定の事業者について、「容量市場における入札ガイドライン（以下「ガイドライン」という）」に基づき、「売り惜しみ」及び「価格つり上げ」等の問題となる行為が行われていなかったかという観点から「事後監視」を行いました。
本日、事後監視の結果をとりまとめましたので、以下のとおり公表します。

監視の観点と監視結果

〔1〕監視の観点（市場支配力を有する事業者_α）の監視

- 容量市場において市場支配力を有する事業者が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量_αを下回る容量で応札すること（売り惜しみ）や、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を不当に上回る価格で応札すること（価格つり上げ）によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがある。
- こうした観点から委員会は、ガイドラインに基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」等の問題となる行為を防止すべく、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしており、今般、以下〔2〕、〔3〕のとおり事後監視を実施した。

注1：前年度のメインオークションにおいて、容量市場の目標調達量を満たすために、ある事業者の保有する電源が不可欠となる場合に、当該事業者は市場支配力を有する事業者に該当する。原則として、500 万 kW 以上の発電規模を有する事業者とする。ただし、500 万 kW 未満の発電規模の事業者であっても、前年度のメインオークションの結果等をもとに市場支配力を有する事業者と判断される場合がある。

注2：設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

〔2〕売り惜しみの事後監視

- 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源が、売り惜しみにあたらない以下の正当な理由のうち、①から④のいずれに該当するかどうかを確認することとしており、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認した結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる電源は確認されなかった。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休止予定である場合
- ② 実需給年度において、休止以外の理由（補修工事等）によって、リクワイアメント_αを達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合

注3：維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等

〔3〕価格つり上げの事後監視

- 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方に基づき価格が算定されているか確認するとともに、応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求め、事実関係を確認した結果、JERA が応札した一部の電源を除き、問題となる電源は認められなかった。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2 電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3 電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があると判断した場合に限る。

- 一方、JERA が応札した一部の電源について、同社から、「誤った算定方法に基づき応札価格を決定した」旨の報告を受けた。これを受け、事実関係を確認した結果、上記の算定誤りに伴い、「電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額」を上回る価格で応札されたことを確認した。JERA の行為は、意図的であったとは認められないが、これにより、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成され、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあるものである。このため、委員会は、JERA に対し、再発防止策の確実な実施等の措置を講じるよう指導した。
- なお、資源エネルギー庁及び広域機関には当該事実を共有しており、両者から、「JERA が誤った算定方法に基づき応札価格を決定した一部の電源について、応札価格を是正した上で、約定処理を実施する等の対応をする」旨の情報提供があった。

(以上)

不適切な応札への対応方法(2022年度メインオークション(実需給年度：2026年度)実施時点)

- 監視対象と同じ実需給期間におけるオークションでの応札是正等の定めは無い

電源種別	応札前	応札期間終了後～ 約定結果公表前	約定結果公表後 (容量確保契約発効済)
事前監視 対象電源	・ (価格つり上げ) 監視等委は<u>市場支配力を有する事業者の基準価格以上の応札価格になる見込みの電源</u>について算定根拠を確認 ・ (売り惜しみ) 監視等委は市場支配力を有する事業者を対象として、容量市場に応札しない電源のリスト及び応札しない理由の根拠を確認 <ガイドライン>	・ (価格つり上げ) 広域機関は<u>基準価格以上且つ監視等委の確認を受けていない応札を取り消す</u> <ガイドライン> 監視対象と同じ実需給期間におけるオークションでの応札是正等の定め無し	— (応札が取り消されるため対応は無い)
事前監視 対象電源以外	— (応札前の対応は無い)	・ 監視等委は事後監視において ✓ 事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない場合、注意喚起を行う ✓ 売り惜しみや価格のつり上げが判明した場合には、必要な手続きを踏まえた上で、事業者名及び当該行為の内容を公表する ・ 広域機関は、特に公正を害する応札行為を防止するため、次回以降の募集要綱等に盛り込むペナルティについて検討を行う。 <ガイドライン>	・ 広域機関と事業者との誓約書及び容量確保契約約款に基づく<u>誠実協議</u> <約款・誓約書> ・ 広域機関が事業者に対して容量確保契約約款に基づく<u>市場退出指示</u>(市場退出ペナルティの支払) <約款>

応札期間終了後の対応について

【ケース①：検知時点が応札期間終了後から約定結果公表前】

- 応札期間終了後から約定結果公表前に本来の水準よりも高い約定価格を形成してしまう事象*1が確認された場合、電力・ガス取引監視等委員会は資源エネルギー庁に対して情報の共有を行い、当該事象を発生させた事業者に対して応札の是正を、電力広域的運営推進機関に対して是正された応札情報に基づく約定処理を求めることとしてはどうか。

【ケース②：検知時点が約定結果公表後】

- 電力広域的運営推進機関は、容量提供事業者が容量オークションへの参加に伴う誓約書に違反した場合、本オークションへの応札その他容量市場への参加にあたり提出された情報に虚偽があった場合、および容量市場の運営に重大な問題を引き起こす行為があった場合には、容量確保契約を解約できることとしている。
- ただし、容量確保契約の解除対象となる量が非常に大きい場合など、容量確保契約の解約という手段が、必要な供給力を確保する観点から適切な対応とは言えない場合が存在するのではないか。
- そのため、供給力の提供を求めつつ、精算を行う方法もありえるのではないか。そのうえで当該精算金を容量抛出金から減額させるべき金額に加えることも考えられるのではないかと。また、このような精算については、方法やその妥当性も含め、電力広域的運営推進機関と資源エネルギー庁、及び電力・ガス取引監視等委員会は協議を行うこととしてはどうか。

*1：原則として、全需要曲線と全供給曲線の交点に対して影響があるかどうかによって判断する。

(参考)「容量市場における入札ガイドライン」記載の監視方法、監視後の対応

(「容量市場における入札ガイドライン」(2022年7月21日改定)より監視方法及び監視結果後の対応に関する記述を抜粋)

4. 容量市場の活性化

(4) 監視方法

(ア) 売り惜しみ(事前監視)

応札の受付期間開始までに、市場支配力を有する事業者を対象として、容量市場に応札しない電源のリスト及び応札しない理由の説明を求めるとともに、その根拠となる資料の提示を求める。

ただし、事前監視では、【4(3)監視対象行為(ア)「売り惜しみ」】の正当な理由①～④のいずれかに該当する場合は、当監視の対象外とする。

(イ) 売り惜しみ(事後監視)

応札の受付期間終了後に、市場支配力を有する事業者を対象として、容量市場に応札しなかった電源のリスト及び応札しない理由の説明を求めるとともに、その根拠となる資料の提示を求める。(事前監視において対象となった電源を除く。)

また、容量市場に応札した電源について、応札容量が期待容量を下回る電源のうち、売り惜しみの可能性がある電源については、過去の稼働実績(3カ年分)の提示のほか、その理由の説明を求めるとともに、その根拠となる資料の提示を求める。

(ウ) 価格つり上げ(事前監視)

応札の受付期間開始までに、市場支配力を有する事業者を対象として、基準価格以上の応札価格になる見込みの電源については、当該価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。

なお、**当該監視で確認された価格を超える価格で応札した場合や、当該監視を受けず基準価格以上で応札した場合は、必要な手続きを踏まえた上で当該応札を取り消すこととする。**

(エ) 価格つり上げ(事後監視)

応札の受付期間終了後に、市場支配力を有する事業者を対象として、以下の電源については、応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明を求める。

- ① 約定価格を決定した電源と、その上下2電源ずつ ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源 ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性があるとして判断した場合に限る。

(5) 監視結果

電力・ガス取引監視等委員会において、監視の結果、事業者から客観的かつ合理的な説明が得られない場合には、注意喚起を行う。また、売り惜しみや価格のつり上げが判明した場合には、必要な手続きを踏まえた上で、事業者名及び当該行為の内容を公表する。

さらに、特に公正を害する応札行為を防止するため、**市場管理者たる広域機関は、募集要綱等に盛り込むペナルティについて検討を行う。**例えば、一定期間の容量オークションへの参加制限、期待容量の評価引き下げ等が考えられ、資源エネルギー庁や電力・ガス取引監視等委員会と協議のうえ、適切な措置の検討を行う。

(参考)「容量確保契約約款」記載の誠実協議条項、契約の解除条項

(「容量確保契約約款」(2022年7月)より契約の解除、誠実協議に関する条文を抜粋)

第27条 契約の解除

1. 本機関および容量提供事業者は、相手方が以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - ① 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
 - ② 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
 - ③ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき、ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る
 - ④ 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
 - ⑤ 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
 - ⑥ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
 - ⑦ 解散の決議をしたとき
 - ⑧ その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき
2. 本機関は、容量提供事業者が、市場支配力の行使その他容量市場の公正を害する行為をしたと認めた場合には、容量提供事業者に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
3. 前2項により契約解除となった場合、契約容量の全ての容量を第12条に示す市場退出とし、第13条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科した上で、市場退出までに交付された容量確保契約金額を上限に契約解除の経済的ペナルティを科す場合があります。

第34条 誠実協議

本契約に定めのない事項または本契約その他本契約の内容に疑義が生じた場合には、本機関および容量提供事業者は、本契約および電気事業法その他関係法令等の趣旨に則り、誠意を持って協議し、その処理にあたるものとします。

(参考) 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

様式1

年 月 日

電力広域的運営推進機関 殿

容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書

所在地

名称又は商号

代表者

印

当社は、容量オークションへの参加登録を申請するにあたり、下記に掲げる事項を誓約します。なお、誓約事項に違反した場合、当社は、容量オークションの参加資格の取消し、損害の賠償その他の不利益を被ることとなっても、一切異議を申し立てません。

記

(誓約事項)

1. 容量オークション募集要綱にしたがって手続きを行うこと。
2. 電気事業法その他の法令、関係当局より公表されたガイドライン、送配電等業務指針その他貴機関が定めた規程を遵守すること。
3. 参加登録申請にあたっては、真実かつ正確な情報を提供するものとし、虚偽の情報提供や提出資料の改ざん等を行わないこと。
4. 容量オークションの公正を害する行為をしないこと。
5. 容量オークションにおける応札情報の登録が完了したことをもって容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、容量オークションの約定結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立することに同意すること。
6. 容量オークションで落札者となった場合は、貴機関との間で貴機関が指定する様式の容量確保契約書を締結すること。
7. 当社が容量オークションへの参加にあたって貴機関に提出した情報は、容量オークションの運営上の必要がある場合には、貴機関から関係当局または一般送配電事業者に対し提供されることをあらかじめ承諾し、一切異議を申し立てないこと。
8. 容量オークションへの参加にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令にしたがって、個人情報を適切に取り扱うこと。
9. 貴機関が容量オークションの運営上の必要があると判断し、貴機関から情報提供や調査等への協力を依頼された場合、速やかにこれに応じること。
10. 当社の役員もしくは従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当しないこと、およびこれらの者と密接な関わりを有していないこと。また、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、偽計又は威力を用いた信用棄損行為および業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行わないこと。

以上